

消 防 危 第 1 3 1 号
令和 6 年 5 月 14 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

既設の地下に埋設されたタンクに関するフォローアップ調査（第 19 回）に
ついて

「危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 71 号）等により、既設の地下に埋設されたタンク（以下「地下タンク」という。）」のうち、設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚から腐食のおそれが高いもの及び特に高いものを対象に、内面コーティング、電気防食等の措置を講ずることとしています。

このことについて、対象となる地下タンクの基数や内面コーティング等の流出事故防止対策が終了したものについて継続的に実態調査を実施しているところですが、当該調査報告方法を下記のとおり変更しましたので、調査及び回答をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知をするようお願いします。

記

1 調査基準日

令和 6 年 3 月 31 日

2 調査対象

地下に直接埋設されている鋼製一重殻タンクのうち、調査基準日において腐食のおそれが（特に）高い地下タンクを有する危険物施設（製造所、地下タンク貯蔵所、給油取扱所、一般取扱所）とする。

3 調査方法

原則として危険物施設の台帳を基に調査すること。

過去に実施したフォローアップ調査等のデータを活用して差し支えない。

別紙に該当する項目を調査すること。

4 回答方法

オンライン方式となりますので、各消防本部（消防本部を置かない市町村にあつては

市町村) ごとに、下記URL又はQRコードから回答すること。

なお、オンライン方式で消防庁危険物保安室へ直接回答されるため、都道府県において回答のとりまとめを行う必要はありません。

URL : <https://forms.office.com/r/D6XqPapxvt?origin=lprLink>

QRコード



5 回答期限

令和6年6月14日(金)

6 その他

調査回答方法の変更に伴い、これまで調査していた地下タンクの設置年数及び塗覆装の状況については、各所属において管理し必要に応じて活用するようお願いします。

(問い合わせ先)

担 当 : 消防庁危険物保安室

危険物施設係 三宅、渥美、小澤、宇野

電 話 : 03-5253-7524 (直通)

E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp